

昭和四年四月十五日第三種郵便物認可

鳥取県公報

毎週火曜日及び
金曜日発行
(当日は、
翌日か翌
日の翌日)

目次

◇条 例 県費負担教職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例

条 例

県費負担教職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例
をここに公布する。

昭和四十三年十二月二十四日

鳥取県知事 石 破 二 朗

鳥取県条例第四十号

県費負担教職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する
条例

県費負担教職員の勤務時間、休暇等に関する条例（昭和三十一年九月鳥
取県条例第四十号）の一部を次のように改正する。

第六条第一項を次のように改め、同条第二項及び第三項を削り、同条第
四項中「有給休暇」を「休暇」に改め、同項を同条第二項とする。

職員は、休暇（正規の勤務時間中に給与を受けて勤務しない期間をい
う。以下同じ。）を受けることができる。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。